

第19回
道州制ビジョン懇談会

平成20年9月22日（月）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午後 5時01分開会

○江口座長 それでは、ちょうど5時になりましたので、ただいまから道州制ビジョン懇談会の第19回会合を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

まだ二、三おいでになっていない方もおいでですけれども、時間が来ましたので、まず、増田大臣より御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○増田大臣 どうも皆さん、お忙しい中ありがとうございます。

この間、今日で第19回目ということになりますが、精力的に御審議をいただきまして、改めて御礼申し上げたいと思っております。

御承知のとおり、今月の1日に福田総理が辞意を表明されまして、現在まだ福田政権でありますけれども、先ほど、自民党の麻生総裁が選出をされるということになりましたので、明後日に臨時国会を招集して、冒頭に首班指名ということになると思いますが、恐らく衆参で議決は異なると思っておりますけれども、現在の議席の割り振りから言えば、麻生総裁が総理に就任される可能性が一番高いということでありまして、その総裁選挙の中での5候補の中で、麻生新総裁の公約あるいは発言の中では、必ず道州制については、5人の中では一番前向きに話をしていたということでございまして、私自身はもちろん、この道州制について麻生さんと意見交換をしたということではございませんけれども、その道州制の議論ということにつきましては、引き続きこのビジョン懇での議論を精力的に進めていただきまして、そして、前回中間報告以降に課されました宿題についてぜひ御検討、御審議をお願いしたいということでございます。

それから、私も7月だと思っておりますけれども、この道州制の懇談会、岡山と仙台のほうに参加をいたしました。仙台のほうは経団連と共同開催ということでございました。あともう一回、愛媛の松山のほうに参加する予定にしておりましたが、これはちょうど福田改造内閣の発足のときでしたので、やむを得ず欠席をいたしましたけれども、地方へ回っておりまして、アンケートにございますとおり、まだまだ国民の皆さん方に十分な認知が行き渡っているわけでは決してございませんけれども、しかしながら、その地域地域での認知度が上がってきていると同時に、中間報告がその題材となっているわけでありまして、問題点の詳細がかなりクリアになってきているということでございまして、そこでの議論のポイントということは、それ以前の段階に比べましてかなり絞られてきているという一面を持っております。そういうことでございますが、引き続き今後もこの国民の皆さん方に問題提起と啓発をしていくという上でのこの地域での、地方でのそうしたシンポジウムの開催は今年度も引き続き開催をいたしますとともに、先ほど申し上げましたような課題につきまして、中間報告で示された、それ以降取り組むべき課題につきましての御審議をよろしくお願い申し上げます。また最終的な報告につなげていただきたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○江口座長 それでは、松浪政務官がおいでになりました。一言御挨拶賜れば幸いです。

います。

○松浪政務官 皆さん、こんにちは。このたび道州制担当の大臣政務官を拝命いたしました松浪健太でございます。

私は長年、この道州制につきましては私のライフワークであるということで、よくそちらの後ろの席でこの議論を聞かせていただきましたので、非常にこの場に立ててありがたく思っております。

道州制の議論につきましては、本来は今回の総裁選のテーマになってもよかったのではないかと。今まさに官僚、そしてまた政治家に対する国民の信頼が失墜する中、我々が身をただし、そして行革メリットがあり、さらには経済のメリットもある、こういうビジョンを描かなければ、社会保障も一切これから意味をなさないのではないかとというふうに思っている次第でございます。

昨年は私、1年間、厚生労働行政を厚生労働大臣政務官として厚生関係の仕事をさせていただきました。かつて自民党の道州制調査会の事務局次長をやっていたところに、各省ヒアリングをさせていただいて、経産省、運輸省、それぞれ審議官級のヒアリングを行っただけですけれども、厚生労働省だけはしっくりこないんじゃないかと、そのときは印象を持ちました。しかしながら、私が今厚生労働省を担当させていただいて、最近のEPAなんかにおきましても、非常に外国人の労働者が入ってくるというときに、本当に日本全体でそういうものを入れていいのかと私も疑問を持つようになりました。数年前のフランスでは、移民の2世が暴動を起こしたわけで、それより植民地を長く持っている国ですらあの状況で、我が国でそうしたEPAを結ぶのであれば、やはり道州ぐらいの場所でリスクヘッジをする、そして厚労行政なんかにしても、ベッドの面積要件、保育所の面積要件、そしてその他のこともすべてがやはり道州制に帰着をするのではないかとというふうに思っております。

おかげさまで、私の地元大阪では、最初、私、橋下知事に、道州制を随分選挙のときにたきつけたんですけれども、道州制について東京で都知事やっても、仕事をしたら東京一極集中進むだけやないかと、知事が多極化の先駆けやったら歴史に残る仕事になりますよということを申し上げたら、橋下知事は今、毎回、道州制のお話をさせていただいております。この間、知事室にこの道州制の件で意見交換に参りました。知事の部屋のポスターは「地方分権」と書かれて、「大阪」の文字はありません。「関西州」と書かれております。地方のこうした方としっかりと手に手を取り合って、日本のビジョンをしっかりと皆様方とともに作り上げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○江口座長 ありがとうございました。

それでは、まず、今回初めて出席された方の御紹介をさせていただきます。

お名前を申し上げますので、自己紹介を兼ねまして一言御発言をお願いしたいと思います。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 東北経済連合会の副会長をいたしております佐々木恭之助でございます。

本年度からといいますか、今回から会長の幕田圭一にかわりまして参加させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

初参加で恐縮ですけれども、折角の機会ですので、先ほど、増田大臣がおっしゃった認知度の関係で、基礎自治体レベルの認知度について一言触れて御挨拶がわりにしたいと思います。

今年度のビジョン懇談会の活動の主眼は、国民への意識喚起の醸成と、それから先ほどもお触れになった税財政、区割り等の専門委員会での詳細検討だと思っておりますけれども、基礎自治体の意識の問題というのは非常にまだ足りないのではないかと感じております。

私どもの東経連では、5月に東北7県の自治体向けのアンケートも実施いたしました。道州制の認知度はわずか2割ということになっております。首長の方や当局者の皆さんが当面の平成の市町村合併、あの合併後の業務に忙殺されておられることもあるのか、あるいは道州制はまだ他人事ということで考えておられるのか、その真相はわかりませんが、いずれにしても、大変心もとない状況と見ております。

先ほど、増田大臣もお触れになったように、7月の前回の懇談会でも、都道府県へ働きかけると御発言されたように伺っておりますけれども、私どもも、都道府県や基礎自治体の行政プレーヤーから地域住民へ道州制に関する何らかの働きかけがないと、なかなか国民全体の意識涵養もできないのではないかと、こんな懸念もいたしております。ぜひビジョン懇談会のお役割としても、基礎自治体に対する認知度の向上についても御尽力いただければ大変ありがたい。我々も努力いたしますが、と申し上げたいと思います。

以上でございます。

○江口座長 ありがとうございます。

47都道府県の知事の全部に会っているわけではありませんけれども、何人か幾人かというか十数人ぐらいにお会いして、大体反対される方は官僚OBですね、全く官僚OBの方。それで民間出身の知事の方々、橋下知事も含めて、大体賛成ということで、何ゆえに反対しているのかがわかるような、そういうところがございます。

そういうことで、今、私は増田大臣に3月24日でしたかね、中間報告を出してから74回ぐらい北海道から沖縄までずっと講演依頼がありまして回っていきまして、今週もまた3回ほど東京都内を中心にして講演をして回っていくわけですがけれども、私の感じでは、話せばわかってもらえるということで、言ってみれば、世論喚起がまだ十分に行われていない。そういう意味で、委員の先生方、ぜひとも道州制についていろいろなところでお話しただければ大変ありがたいというふうに思います。

大阪の橋下知事のように、自力で何とか財政というものを考えていかなきゃいけない、あるいはまた自力で地元を活性化させていかなきゃいけないということを考えれば考えるほど、突き詰めていけばいくほど道州制に突き当たる。官僚OBの人たちは、中央集権と

いうことで、言ってみれば、お金をもらいなれているというような感じがしてならない。道州制にしたらもらえないでしょうという、これを言われた知事がいたのには大変驚きましたけれども、全く自主独立の気概のない知事の人たちがおおむね反対しているということは私の経験上申し上げておきたいと思えます。ありがとうございました。

また、本日はオブザーバーとして大津浩成城大学法学部教授に御参加いただいております。後ほどお話を賜りたいと思っております。

それでは早速ではございますが、議事の1番目、道州制ビジョン懇談会区割り基本方針検討専門委員会の開催についてでございます。道州の区域につきまして、中間報告の中で「必要に応じ、専門委員会を設け、透明性のある基準を設定し、速やかに基本方針の報告をこの委員会に求める」こととされていること、並びに前回の当懇談会における議論の経緯を踏まえまして、増田大臣と相談いたしまして、当懇談会の下に区割り基本方針検討専門委員会を設置いたしました。近々、第1回の委員会を開催する予定ですので、御報告申し上げます。詳しくは資料2を見ていただいたら、メンバーも含めて2枚の紙にまとめておりますので、お目通しをいただきたい。委員長、あと5人の委員、合計6人で区割りを考えて進めていただくということにいたしております。

続きまして、議事の2番目、東北ブロック「道州制シンポジウム」の開催結果につきまして、今お話しいたきました佐々木委員のほうから御説明をいただきたいと思えます。

なお、御質問や御意見のある方は、次の四国ブロック「道州制シンポジウム」開催結果まで終了した後に御発言をいただきますようお願いしたいというふうに思えます。

それでは佐々木委員、よろしく願いいたします。

○佐々木委員 それでは、今お話しした東北ブロック「道州制シンポジウム」開催結果につきまして、お手元に資料2つお配りしてございますが、5分程度にかいつまんで御報告いたします。詳細は後ほどお目通しをいただければ結構でございます。

当シンポジウムは、先ほど、大臣のお話にもありましたけれども、内閣官房、経団連、それから私ども東経連の三者共催という形で、初めての試みでございましたが、「東北の未来と道州制を考えるシンポジウム」と題して、7月17日木曜日の午後、2時間超にわたりまして430名の御参加を得て、仙台市内のホテルで開催いたしました。

前日にこのビジョン懇談会があったと承知しておりまして、増田大臣、江口座長、そして内閣府の皆様には大変お忙しい中、翌日、仙台にお越しをいただき、改めてお礼を申し上げます。

シンポジウムでは、まず初めに、当会の幕田会長、そして経団連の御手洗会長からの主催者挨拶があり、次に江口座長から基調講演をいただき、その後、増田大臣を初めとして国、地方自治体、学識経験者、そして経済界、それぞれの代表者によるパネルディスカッションを行い、最後に、経団連・道州制推進委員会の委員長でもあり、こちらの委員でもあられる松下電器の中村会長からの閉会挨拶という構成で進みました。

江口座長からは、ビジョン懇談会が3月に取りまとめた中間報告に込められた思いを語

っていただき、パネルディスカッションでは、パネリストそれぞれのお立場から「基本スタンス」、「国と地方の役割分担」、「具体像」、「決意表明」などについて述べていただきました。詳細は資料のほうを御参照いただきますが、基調講演、パネルディスカッションともに、皆様の口からあふれ出るお話に、聴衆の皆様は熱く聞き入っていたと感じております。

シンポジウムを総括して1点だけ申し上げますと、道州制の具体的なイメージについてであります。

資料の末尾2枚に別葉になっておりますが……。

○江口座長 これですね、円グラフが。

○佐々木委員 はい、これでございます。本年1月に会員向け、それから先ほどちょっと触れましたけれども、5月に行った市町村向けです。我々東北経済連合会は、新潟も入れた7県を対象にしておりますので、7県の市町村に対するアンケートの実施結果でございます。

東北の企業や自治体が道州制をどのように見ているのか。今後の当会の道州制に関する活動に生かすために大括りに問いかけたものであります。

この結果を見ますと、おおむね認知度が高まりつつあるように見えますが、特に自由意見で目についたものが、「具体的なイメージがつかめない」というものであります。

この理由は、道州制により、いかなる行政サービスが地方に委ねられるか、これが具体的にまだ見えていないからだと考えられ、この点は恐らく今後の道州制論議の大きな焦点の一つにもなるのではないかと考えております。

これに関しては、パネリストの皆様も少なからず問題意識をお持ちになっており、例えば「医療、年金など日常生活に直結する問題についての関わりもこの道州制の議論の中で論じていくべきだ」とか、「国民の理解を得るための啓発活動を今後とも努める」とか、大変貴重な御意見や方針をいただきました。

以上、甚だ簡単ではありますが、東北ブロックでの開催結果について、パネリストの御意見も交えながら報告させていただきます。ありがとうございました。

○江口座長 ありがとうございました。

続きまして、議事の3番目、四国ブロック「道州制シンポジウム」の開催結果について、山下委員よりよろしく申し上げます。

○山下委員 四国経済連合会の山下でございます。

私からは、去る8月4日、松山市において開催いたしました「道州制シンポジウム」につきまして、お手元の資料に沿って御報告申し上げます。

その前に、改めまして、お忙しい中、遠路松山までお越しいただきました江口座長、長谷川委員には、この場をおかりいたしまして改めて厚く御礼を申し上げます。

このシンポジウムは、四国経済連合会と内閣官房の共催により開催いただきましたが、当日は経済界を初め自治体、大学関係者、一般市民など、会場定員いっぱいの270名が参加

しまして、また、たくさんのマスコミも取材に訪れるなど、道州制に対する関心の高さがうかがえたところでございます。

当日は、最初に江口座長と長谷川委員から、道州制ビジョン懇談会での検討状況も踏まえまして、今の中央集権体制の問題点、あるいは我が国における道州制の意義、必要性、さらには、地域が主体となって地方から道州制についての議論を盛り上げていくことの重要性などについてお話をいただきました。

後半では、まず地元側から、大森大洲市長、四国経済連合会の千葉常任理事の2名が意見発表を行いました。

その後の意見交換では、会場から、地元のシンクタンクと大学の関係者2名から御発言をいただきまして、これに対して江口座長と長谷川委員からコメントをいただくという運びをいたしました。

発言の要旨につきましては、お手元の資料2ページ以降で記載しておりますが、地元側の意見を中心にポイントだけ御紹介したいと思います。

大森市長からは、地方の厳しい現状についての説明がございました。

大洲市では、平成17年1月の市町村合併により、人口5万2,000人で再スタートいたしましたけれども、それからわずか3年半の間に人口が2,000人も減少してしまった。また、三位一体改革により地方交付税が減少し、財政も極めて厳しいという報告がございました。

さらに、本シンポジウムにあわせて、愛媛県市長会11市の首長に道州制の賛否についての意見を取りまとめていただきました。それによる全市共通の結論は、国・地方ともに現下の厳しい財政事情では、道州制への移行は避けて通れず、やむを得ないというものであります。ただ、各論では、「道州制は東京一極集中を抑制し、二重行政の解消を図るためのもので、中央集権の手助けとならないように制度設計をすることが大切である」、あるいは「国からの権限移譲と、道州間でバランスのとれた税源の確実な移譲が大前提であり、絶対条件である。三位一体改革と同じ轍を決して踏んではならない」などの意見があったとのことでした。

次に、私ども四経連の千葉常任理事から、四経連の考え方を述べさせていただきました。

まず、行政と経済界を対象に四経連が実施したアンケート調査の結果として、道州制導入については約8割が賛成、また、区割りにについても約7割が「四国州」が望ましいという回答を得たという報告を行いました。

四経連が「四国州が適切」と考える理由として、1つの島をなす四国が1つの道州を形成することが最も適切かつ自然である。また、四国は、人口や経済規模で先進国1国に匹敵する大きさを持っており、特色のある自立した経済圏として世界の中で存在感を示すことができるという考えを述べました。

また、道州制実現に向けては、地方が立ち行く制度設計を構築することが重要であり、特に大都市圏の道州と、四国のような地方の道州との税収格差是正のための財政調整システムのあり方など、地方の実情を踏まえた適切な制度設計をお願いしたいということを訴

えさせていただきます。

続いて、会場からの意見としては、いよぎん地域経済研究センターの中越前社長から、道州制の議論が活発になっているが、まだ道州制の具体像が見えていない。また、総論賛成・各論反対の状況であり、区割りや州都といった議論が先行するなど、道州制の必要性について国民の理解がいまひとつだと感じるという意見がございました。

さらに、道州制の目的は地方分権を推進するとともに、財政危機を乗り切るため行政をスリム化することであるという意見、あるいは中央集権的な発想を捨てて、道州制移行後は、税金はすべて地方で徴収し、その一定割合を国に配分するという制度に変えることが重要である。

道州制移行によって、きめの細かい行政サービスが難しくなるおそれがある。それを補うために、コミュニティを再構築する必要があるけれども、地域の中心的なエリアに住民が集まって住む、いわゆる「集住」について議論する必要があるといった意見が出されたところでございます。

次に、愛媛大学の宮崎先生からは、制度が形骸化し、権限移譲や税財源問題で、地方にとって実利の伴わないものにならないかという意見、あるいは自分たちが主体となって地域づくりを進めていくといった住民の自覚が重要である。市町村職員には自ら判断しようとの意識に欠ける。

自治体の人口は30万ないし40万人を一つの単位とすると、その規模に達しない小規模自治体をどのように構築・補完していくのか、その点をビジョン懇談会でも取り上げていただきたいといったような御意見が出されました。

こうした地元からの意見の後、ビジョン懇談会側のコメントということで、江口座長からは、大洲市の人口が減少していることに対しては、地域主権型道州制に変われば、人口減少を食いとめることができる。

また、道州制の目的は、財政のスリム化だという意見に対しては、そうではなくて、地域主権型道州制の目的は、全国各地を元気にすることである。大きな州政府あるいは小さな州政府のどちらを選ぶかは、地域住民の自由であるという発言がございました。

さらに、基礎自治体の単位を40万人としている理由は、税金が最も安く済むためであり、それが難しい自治体は15万人の自治体ができるかもしれないと回答されるなど、地元側からの意見に対し、一つ一つ丁寧なコメントをいただいたところであります。

また、長谷川委員からも、各地方ブロックで委員会をつくって、行政の役割と税源の議論を根っこから考えていくことが重要である。国任せにせず、地方から望ましい制度設計のあり方を主張していく必要があると、我々地方の側を鼓舞するようなお話がございました。私どもとしても大いに刺激を受けたところでございました。

以上、私からの報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○江口座長 どうもありがとうございました。

佐々木委員初め東北地方の関係者の皆様、また山下委員初め四国地方の関係者の皆様に

おかれましては、大変お忙しい中、非常に盛大なシンポジウムの開催に御尽力いただきましてありがとうございました。いずれも出席させていただきましたけれども、大変盛況でございました。

ブロック協議会がそれぞれの地域で開催していただくシンポジウム等の実施状況につきましては資料3を見ていただいたらおわかりになると思いますけれども、そのとおりでございます。今後も各地域で開催してまいりますけれども、どうぞぜひブロック協議会の委員の方々、お力添えをよろしくお願ひしたいと思います。

道州制につきましては、地道に世論喚起をしていく、それぞれの問題意識を持った委員の方々、あるいはまた先生方が道州制について国民に折あるごとにお話をいただく。特に、ここにお集まりの委員の方々、あるいはまた先生方は、講演をされる場合が非常に多いと思います。ぜひ、この道州制ということについて一言触れていただくなり、あるいはまたそうした話をそのときに上手にお話に入れ込んでいただいて、そういうことも世論喚起につながっていくのではないかといいように思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

今のところ、先ほど申し上げましたように、私のところに、今まで私がこなしした講演は74回ほどありますけれども、これ以上増えると、正直私も動きがとれなくなるということで、場合によっては、委員の先生方にお願ひするということにもなるかもしれませんし、そのときにはよろしくお願ひしたいというふうに思います。また、それぞれ先生方も個別に道州制について御講演をされて、あるいはまた依頼されてお話しなさっておられるというふうに思いますけれども、ぜひ、日本の将来のことを考えて、今の我々がどうあろうと、あすの日本をどうすべきだというふうな発想でもってお力添えを今後とも変わらずお願ひをしたいというふうにお願ひしておきます。

今、東北ブロックと四国ブロックのそれぞれ佐々木委員、それから山下委員にお話をいただきましたけれども、東北ブロック、四国ブロック、今お二人の説明あるいはまた御報告をいただきましたけれども、御質問か御意見かございましたら、どうぞ、佐々木委員に、また山下委員に御質問なり御意見を言っていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

○河内山委員 佐々木委員に、いいですか。

○江口座長 どうぞ。

○河内山委員 佐々木委員に資料のことで確認なのですが、先ほどの基礎自治体が認知度が低いとおっしゃったんですが、これは住民が認知度が低いという意味合いですね。

○佐々木委員 言葉足らずで、失礼いたしました、そうです。

○河内山委員 そうですね。ありがとうございました。

○江口座長 ほかにございませぬか。

それでは、次に議事の4番目として、今日わざわざ御出席いただきました成城大学法学部の大津浩教授との意見交換を行いたいというふうに思います。意見交換を行う前に、問題提起というか、あるいはまた話題提供というような観点からも、まず、大津先生のほう

からフランスの制度ということでお話をいただいて、その後、委員の皆さん方で御質問、確認、御議論をいただいたらよろしいかと思えます。

では、大津先生、よろしくお願いいたします。

○大津教授 初めまして、大津と申します。よろしくお願いいたします。

○江口座長 どうぞ、お座りください。

お手元に、皆さん、大津先生の資料、「フランスの州（regions）制度について」ということで、これを見ていただいたらよろしいですね。

○大津教授 はい。

○江口座長 では、よろしくお願いいたします。

○大津教授 今御紹介にあがりました成城大学法学部の大津と申します。

私は、憲法が専攻でございまして、道州制についても、もちろん私は、憲法の中でも地方自治全般を専門に研究しておりますから、その一環として道州制についても関心があるところではございますけれども、それほど専門ではないというのは正直申し上げたいと思います。にもかかわらず、今日こちらに参上いたしましたのは、道州制に関しまして、道州制ビジョン懇談会の皆様がずっと御活動されているということを在野の立場から、これまでも拝見しておりましたので、どんな感じかなと、ちょっと見学させていただこうというような趣旨で参りました。必ずしも皆様の御期待にこたえるようなお話にはならないかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

それで今、座長からお話ありましたように、皆さんのお手元に配りました「フランスの州（regions）制度について」というレジュメに沿ってお話したいと思うのですけれども、脱線して申しわけありませんが、私は本当は目がとてもいい人間なんです。ただ、やっぱり年波には勝てなくて、私ももう50を超えましたので、暗くなると見えなくなるんです。普段は眼鏡をしていないんですけれども、暗くなってどうしようもなくなると、こんなふうにして変な老眼鏡をかけるんですが、外国、特に私が専門にしているフランスに行きますと、建物が非常に暗くて、老眼鏡がどうしても必要になることが多くございます。日本というのは、どちらかというと明るくて、そういう老眼鏡がなくて十分というのが多いんですけれども、幸か不幸かこちらは非常に重厚な建物でありますのか、私自身は老眼鏡をかけないと見えません。その立場からいきますと、今回用意したレジュメ、字が非常に小さかったなと反省しております。見づらいかとは思いますが、御容赦ください。

冗談のような話をしておりますけれども、フランスというのは、日本と並んで官僚制の非常に強い国である。日本以上に中央集権的として有名な国であります。それこそ、一つ例を挙げれば、小学校の先生にしても全部国家公務員で、いまだにそれは変わっておりません。国が基本的に国民サービス全体を責任持つという点を揺るがさないというのが特徴でございまして。よいこともあるわけですが、今申しましたように、フランスの地方に行きまして施設が非常に古いと明かりが暗いというふうになってもなかなか直してくれ

ないというように、図体が大きくて動かないという不便な部分があるという国でもありません。

このようなフランスで州の制度がどうなっているのか、簡単にお話ししたいと思うのですが、すけれども、やはり歴史の部分で半分くらい説明をせざるを得ません。と申しますのは、フランスの現在の州制度というのも、歴史の積み重ねの中で現状のような制度になっているからでございます。

簡単にかいつまんで申し上げたいと思います。

【I】歴史ですが、フランスといえばフランス革命で、近代的な市民国家、国民国家をつくったという点で有名なわけですが、その革命が起きる前の中世のフランスというのは、封建貴族が支配をしている中世の時代がずっと長くございました。そこにおいては、フランス国王というのも、単なる地方の豪族というんでしょうか、領主の中の一人であって、ただ、ほかの領主に比べて上位の立場にある、お互いにその地位を尊重し合うというような形の、日本で言えば、戦国時代のような時代があったわけでございます。そのころにフランスは州、フランス語で言うとprovincesという名前で州の区割りがあって、それぞれブルターニュ公国の領主様であるとか、いろいろな領主様がいたわけでございます。ですから、フランスにおいては、もともと州というのは地方主義のイメージがありまして、フランスが中央集権になる前の古いイメージがつきまとおるわけでございます。

フランスは、フランス革命になる前の段階で16・17世紀にブルボン王朝というのができて、中央集権化を進めます。当時のヨーロッパの最強の国の一つになるわけですが、このフランス国王は、各地方の領主の力を削減し、全部権力を集中するわけです。そして何をやったかといいますと、intendantsと申し上げますけれども、地方長官あるいは知事という訳もありますけれども、王様の家来をそれぞれ、言ってみれば、州を管轄とするところに派遣をして、これが地方を支配するという時代がフランス革命直前まで続いていたわけでありまして。ただし、あくまでフランス革命前というのは、地方の貴族の力はなお強く、そして、このintendantsと呼ばれている地方総監の人たちは、それぞれ地域によって権限も違えば、王様の命令を受けて支配するわけですが、実際には地方豪族と仲よく折り合いをつけるという形をやっておりまして、実態においては決して中央集権と言い切れない部分があったと言われております。

フランスは、100年ほど前に市民革命をやって、最も世界の強国となり、世界を支配し始めたイギリスに対抗するために、財政危機の中で、国王がまず中央集権化をしようとするわけですが、これは挫折をする。税金を国民から取り立てようとするとして三部会を開いたところ、市民階級が、自分たちの意見を聞かないような議会は要らないんだという形で、市民階級だけで議会をつくり直してフランス革命が1789年に起きます。

このフランス革命において貴族も、それから国王も廃止をして、国民主権の国をつくったわけでありまして、地方制度について言いますと、何よりも重要なのは、県という制度をつくったことでございます。全国をほとんど均一の面積及び均一の人口に分けて、

83の県に分けました。この83の県の区割りというのは、実は現在でもほとんど変わっておりませんで、皆様のお手元にあるレジユメというのは、後ろのほうに資料を全部くっつけてございまして、最初の3枚だけがレジユメでございます。4枚目からが資料になっているわけですが、この資料の2枚目になるんでしょうか、(2)と書いてあるところの右側、「県および州の地域区分」というのがありまして、これは現在の区分なんですけれども、現在もほとんど変わりのない県というのができておりまして、見ていただくとわかるように、ほとんど大きさも同じような大きさであり、人口もほぼ同じというような県を83設定いたしました。

フランスの特徴はもう一つ、市町村なんですけれども、日本の明治維新のころと同じような自然村のレベルで市町村をつくります。市町村という名前を一応訳では分けていますが、フランスでは全部communesという同じ名前の、言ってみれば、村というものです。全国で3万6,000ありまして、これは市町村合併せずに、現在でもほとんど同じ3万6,000が残っております。こういう小さな自治体と、それから均一の県と、この2つの制度をつくったわけでございます。

フランス革命当初は、県にしろ市町村にしろ、全部住民が直接地方議会議員を選ぶ、それから市長なり、県の場合はディレクトワールという日本語に訳せないんですけれども、県の執行機関、それぞれ別々に直接選挙で選んでおりました。今の日本のような制度だったわけなんです。

そして、国が地方に派遣をし、地方を監視する、そういう特別な機関もございませんでした。最も地方の自由がある意味で進んでいた時代だと言われております。

しかしながら、フランスは安定しませんで、その後に革命が激化をして、急進化をしていき、よその国がフランスに攻め込んでくるという中で、結局、ナポレオンが支配するわけです。ナポレオンが皇帝になって中央集権を進める。その中で、有名なフランスの県知事制度というのができ上がります。先ほど述べた83の県、これ自体は変わらないんですけれども、この83の県に皇帝が任命をし、皇帝の指揮を受けて地方を支配する県知事(prefets)というのが派遣されて、これが地方を支配いたします。

ナポレオンの支配が一番強かったときには、市町村も含めてすべての地方議会は選挙で選ばれることもなくなってしまって、単なる諮問機関化してしまう。それから、執行機関というのもなくなくなってしまって、県知事が全部地方行政を行うという中央集権のきわみに達したわけでございます。

ナポレオンの体制は1814年まで続くわけですがけれども、その後、19世紀半ばは省略いたします。

現在のフランスの制度につながるのは、19世紀後半、1871年からの体制で、これを第3共和制と申します。

第3共和制になる前の段階で、ナポレオンの甥のルイ・ナポレオンなどがまた支配するといった非常に独裁的な政治があったものですから、革命を起こし、1871年からもう一

度民主主義的な体制にフランスは復帰するわけですが、そうすると、やっぱり地方自治を大事にしないといけないということで、市町村と県は、この段階では公選制の議会が設置されます。それから、市町村長につきましては、フランス革命のときとは違っていて、議会の互選で選ばれる。言ってみれば、議会の議長がそのまま市町村長を名乗り、市町村の行政権をにぎります。このシステムは現在まで変わっていません。このようなシステムを評議会制あるいは三議会制と呼びますけれども、議会がそのまま議会の中心部分が行政を行うという形で、日本のような首長と議会がそれぞれ地方住民が直接選挙であれば二元型代表制ではなく一元型代表制をとるわけです。

県に関しましては、県の行政権はあくまで中央が任命する県知事に残ります。県は県議会しかございません。県議会の議員はもちろん住民が選挙で選ぶわけですが、県知事というのが、フランスの中央制度で最も重要な役割を担いまして、国家の代理人として、自分自身が派遣され、その行政権を担っている県のみならず、県内の市町村につきましても監督をし、言ってみれば、支配をするという体制を続けてきました。

県を超えた広域自治体、これがこちらのビジョン懇談会のテーマなんですけれども、県を超えた広域自治体につきましては、共和主義の理念に反するというので徹底して嫌われて排除されてきました。

19世紀には、時々フランス革命前の州（provinces）の区割りに戻すべきだと主張する人があらわれるんですけれども、極めて保守的な、あるいは反動主義的な人であり、その人たちは大部分の場合、王政に戻すという王政復古主義者であったりするものですから、フランスでは州というものをつくるということは非常に反動的、復古主義的として嫌われていました。

さて、第2次大戦後、フランスは、現在の体制である第5共和制になりますが、第5共和制の初期に州が制度化されます。ただし、それは極めて不完全なものでありました。

第5共和制というのは、ドゴール将軍がつくった制度でありまして、ドゴール将軍は、それまでの議会がフランスの政治の中心を握っている議会中心主義から、行政権がリーダーシップを発揮して、フランスをぐいぐい引っ張る大統領制に変えた人ですよね。

ドゴール将軍は、1964年に州、今度はprovincesではなくてregionsという名前なんですけど、これを設置いたしました。

ドゴール将軍が考えた州というのは、フランスは今述べてきたように、県と市町村というのが通常の地方公共団体なわけですが、法的な性格としては、地方公共団体ではないものでした。中央政府機関が統括をする地域開発計画の作成及び実施を、地方の意見を集約しないと効率化しないものですから、もっと効率化させるためにという目的で設置された広域の行政区画にすぎないものでした。

その州の知事は、幾つかの県を束ねて州をつくっているわけですが、その州知事というのもやっぱり中央が任命をしているわけです。ただし、この州の知事というのは、中心になる県の知事でありまして、県知事も国が任命しているわけですから、そのうちの

中心的な県の知事が州知事を兼ねるということになっていました。

当初は、地域開発計画につきまして、幾つかの県をまたがる地域開発計画を立てるという役割しかなかった、名前だけの州だったわけですが、ドゴールはさらに州をちゃんとした完全な自治体にしようと考えたわけです。これが1968年だったんですけれども、ドゴールを州を完全に県や市町村と同じ地方公共団体にする、そういう法律をつくらうとします。州の議会の議員というものもちゃんと……、州議会は前からあったわけなんですけど、それをもう一度作り直しまして、県会議員と市町村会議員が選挙母体となって、彼らから選出される州議会議員を集めたのが州議会を設置する。それから、州の行政執行権はあくまで中央が任命する州知事にゆだねる。この州知事は、さっきから述べているように、中心県の県知事が兼ねるというふうになってはいるんですけれども。という、私たちから見れば不十分のように見えるんですけれども、この当時のフランスの県というのもこれと同じようなシステム、ちょっと言い過ぎですか、県議会議員は住民が直接選挙で選びますからそうではないわけですが、間接選挙という意味で弱いんですが、それでも州の知事も、それから県の知事も、中央が任命するという意味では同じなわけですから、フランスはこのような制度でも、県レベルの完全な地方公共団体にするというイメージでいたようでございます。

フランスの場合には、議会は上院と下院とありまして、上院というのは、実は地方議員が選挙母体となって、地方議員が互選で選ぶ人が上院議員となるという仕組みになっていますので、地方制度の改革は上院の改革と常に連動しております。

ドゴールは上院が非常に保守的で、なかなか改革を認めないということで、上院を改革しようとしていました。今述べたような地方議員を選挙母体とするものに加えて、職能団体の代表も加えて上院を新たにつくり直し、しかも、これを議会のうちの一人とするから地位を下げて諮問機関化しようとしたわけでございます。

もちろんこのようなドゴールの制度は、左右両方から激しい批判を浴びました。当時の野党は左翼、社会党、共産党ですけれども、彼らからすると、州の自治が不徹底であるとして批判をしました。ドゴールは保守政権党を束ねていたわけですけれども、保守党の中でも多くの人たちは、ドゴールの改革は急進的過ぎる。州をつくるというのは、フランスの一体性を壊すのではないかという点で反対をいたしました。

さらに、官僚組織ですね、さっき述べました県知事というのは、中央政府が任命しているわけですけれども、かなり強固な県知事を派遣する官僚集団がいるわけです。日本の総務省よりももっと強力な県知事集団というのがいるんですが、彼ら自身がこの改革に反対いたしました。

なぜ、反対をしたのかなのですが、資料1枚目の左側の図1を見ていただきますと、これは政治学者の分析なんですけど、フランスの地方制度というのは、一見すると、国が任命する県知事が地方を支配して、極めて中央集権的であるように見えるけれども、実はそうでもないのだ。県知事が地方で中央がいろいろと言ってくる政策を実現するためには、地

方の有力者の意見を聞きながらやっていくしかないんだ。したがって、地方の有力者が権力を持っている地方自治体と協議を常にしながら、ある意味で、地方の利益を実現する政治もやっているというのが政治学の分析でございます。県知事は、その意味で、中央政府と地方有力者との間の媒介になっていたわけなんですよね。この官選の県知事集団が、州が設立されると、自分たちの権限が奪われるとして反対をし、これまで地方有力者とつくってきたこのような持ちつ持たれつ関係の中で、事実上の自治が行われている体制が崩れることを恐れて、やっぱり反対いたしました。

ドゴールは、この州制度の改革と上院の改革をあわせて国民投票にかけたわけなんですけれども、国民投票は否決されてしまいます。ただ、この否決というのは、州制度そのものへの反発だったわけではないというのが現在の分析であります。ドゴール自身が極めて強力に、ある意味で独裁的に政治をやってきたことに対する嫌気がさしていた、それがこのドゴールによる国民投票の否決としてあらわれたというふうに分析されますし、もう一歩進んで言えば、さっき述べた県知事が中央と地方を橋渡しをする、その役割を余りにラディカルに壊そうとし過ぎたために官僚層もそっぽを向いたからだめになったんだというのが現在の分析でございます。

さて、このように州制度をつくることは、フランスで国民投票で否決されたために、極めて嫌われる制度というふうになります。

2 ページ目にいきますと、ドゴールの跡を継いだポンピドー大統領が、ドゴールほどラディカルではない州制度を設けようとしています。地方公共団体ではないというふうに州の性格をより後退させます。フランスでは地方公共団体、コレクティビリティ・テレトリワーズという言葉にかえて、レントブリ・スマンピュブリック、公施設法人という言葉がございます。公施設法人というの、ある意味で分権的な団体を指す言葉なんですけれども、わかりやすく言いますと、国家の出先機関にある程度の独立性を与えて自由にやらせるという制度なんです。カンチ分権などという訳語もあるようなものなんですけれども。ですから、あくまで国の地方行政をある程度権限をゆだねてやらせるというだけでして、地方自治体として考えられておりません。

そうではあっても、実際にはある程度地方の意見を聞かなくてははいけませんので、州議会を設置いたします。州議会議員をどのようにして選んだのかといいますと、半分は当該の州を、これは州といっても一つの区画にすぎませんが、その州の中に実際には幾つかの県があるわけで、県レベルで国会議員が選出されるわけですので、その州が包括している各県選出の国会議員がまず半分州議会議員となる。残り半分は、その州が包括している県の県議会議員及び市町村議会議員が選挙母体となって、その選挙母体が互選で選ぶ代表者、これが残りの半分の州議会議員となるという形の議会を設けます。州知事はいつもかわらず、中心県の県知事、中央が任命する県知事がこれを兼任いたします。

何をやったのかというと、その中心的な任務は、経済開発、地域整備開発です。要するに、公共投資を行って、地域開発拠点をつくる。そして、道路や橋等を国のお金を持って

きて整備をするというのが、そのための計画づくりというのが主な権限でございます。ただ、次第に自然公園の指定・整備や、企業への直接助成、州交通整備計画等の策定といったふうに権限が少しずつ増えてきます。ただ、これはまだまだ微々たるもので、地方生活の中心的な役割はあくまで県にありました。一応地方直接税にくっつけて、州のための財源として付加税もつけられていたというふうになってはいますが、これも微々たるものであります。

この当時は、結局、県を超えて州が政治の地域生活の前面に出ることはやはり恐い。復古主義であって、あるいはフランスの統一性を破壊するという点で恐いということで非常に警戒心を持っていたわけで、あくまで州というのは、それほど完全な自治体になることはないから危険性はないんですよというふうになだめすかしながら導入するしかなかったと言えると思います。にもかかわらず、なぜ、州の制度化をしなくてはいけなかったといえ、やはり第2次大戦後、高度経済成長の中で、フランスの経済が発展する中では、県というのは人口的にも財政的にも小さ過ぎてもうやっていけないというのがあったわけですね。そこで、州という区画をつくり、地域開発計画については州に担わせることで県を補完するというふう考えられていたわけです。

このような状況がずっと続いたわけなのですが、これが変わるのが1981年、フランスで戦後初めて政権交代が行われて、左翼の政権であるミッテラン政権が誕生したときでございます。ただ、その前提として、やはりフランスももうそこまでいかななくてはいけないというお話を少ししたいと思います。

欧州統合、ヨーロッパ統合が進んでいきますと、ほかの国の紹介でも既に皆さんお聞き及びかと思えますけれども、ヨーロッパレベルでは、州が地域開発の中心を担うようになるわけですね。欧州委員会がつくった欧州構造基金等は全部州を対象に地域の経済格差を是正するための資金として投入されるようになるわけです。

フランスの場合も、フランスは県が中心だったんですけれども、例えば、私はフランスでもアルザスというドイツとスイスの境にある地方に2年間ほど暮らしていたことがあるんですが、このアルザス地方は、ライン川をまたいでお隣がドイツのバーテンビルグレンブルクランド、バーテンブリケンブルグ州、それから少しライン川をさかのぼりますとスイスのバーゼル州というところとくっついていまして、盆地になっているんですね。昔から経済的な一体性は非常に強い。

実は言葉も非常に近いというのがございまして、国境を越えてユーロリージョンというのをつくっていて、このユーロリージョンにEUのほうから資金が援助されて、国境を越える協力というのが推進されているわけです。恒常的な協議機関もつくる。そして、現在ではさらに国境をまたいで自治体までつくられ始めているわけなんですけれども、当初からこういう国境を超えた協力をし、EUから資金を導入するに当たって、フランスだけ非常に地位が、あるいは権限が弱いという点で問題があったわけです。なぜならば、お隣のドイツは、連邦制であって、連邦制の一つの州であるわけです。それから、スイスの場

合にも、バーゼルというのは、これは一つの州なわけでした、国家に匹敵する権限と、財力は大きかったんですけども、権限を持っているわけですから、フランスもそれに見合うようにならなくちゃいけない。このような状況が、このアルザスに限らず、フランス各地で起こってきますので、州をどうしても設立、強化しないと、ヨーロッパ全体の経済競争に勝てないという問題があるわけです。

もう一つが、地域主義の復権であります。同じく資料1枚目の図2、図3を見ていただきたいんですけども、図2のほうは、これは就業人口率なんですけれども、真っ黒というのが非常に就業人口率が高い。すなわち、経済的に非常に発展しているところで、これはパリを中心とする地域ですね。南に下ってくると非常に就業人口率が減ってくる。つまり仕事がないということで、経済停滞が起こっているところなんです。これを右側に移しますと、言語の分布図がございます。フランスはフランス語だけをしゃべっているのかということではないわけなんです。南フランスは少しフランス語とは違う南フランス語、母国語というのを話していますし、アルザス地方はほとんどドイツ語であるアルザス語をしゃべっています。ブルターニュ地方は英語とフランス語のごっちゃになったのもしゃべっております。といったような形で、言葉に非常に違いがあるわけです。私からしますと、日本の方言レベルの違いじゃないかなと思うんですけども、一応民族的な違いとまでは言えないんですけども、エスニシティと呼ばれているように、文化的にはかなり違いがあるというふうにフランスでは考えているわけです。

フランス語、パリの言葉がちゃんときちんとしゃべれないと、学校の試験その他でもっていい成績が取れない。そうすると、結局、いい大学に入れない、あるいは高級官僚になれないという意味で損であるという不満を常に地方は抱えていたということがございます。

このように、南フランスやブルターニュ地方を見ていただくとわかるように、言葉が違って、フランスのパリからばかにされている。そういうところは経済的に停滞をしているというのが連動しています。

フランスは、にもかかわらず、学校教育でも地方語は教えちゃいけないという形で、フランス語だけを強かに教えてきたという過去がありまして、地域の独自の文化を復権させるという動きが強まるんですね。これが地域主義です。20世紀後半から非常に高まってきて、学校教育の中にも地域語の教育を入れる、導入する。あるいは地方のテレビ局で、地域語の放送をやらせるといったような動きが起こってきます。

それとの連動の中で、地方に、とりわけ州単位で権限を増やすという動きが当然起こってきたわけでありまして。

以上を受けて、そして、政権交代という流れの勢いもあったせいだと思うんですけども、1982年にミッテランが左翼連合政権をつくってすぐに、地方分権法という法律をつくって、ここで地方分権化をいたします。

この地方分権法によってフランスは初めて、私たちから見れば完全な地方自治の国になったんだと思います。市町村だけではなくて、県につきましても行政執行権はこれまでの

中央任命制の知事ではなくて、県議会議長に渡されます。市町村議会、県議会がちゃんと公選制でつくられ、そして市町村議会が互選で市町村長を選び、あるいは県議会が互選で県議会議長を選ぶ。彼らが市町村や県の執行権を持ちます。

県知事は廃止されたのかといいますと、残ります。あくまで国家役人として中央が各県に派遣し、県庁というのもちろんあって、人員もたくさんいて、県庁は非常に今でも強力な機関として残ってはいるんですけれども、彼らは国家利益を守り、それから地方が国のつくった法律を侵害しないようにという見張り役になる。自治体が国がつくった法律に違反をしたときに、行政裁判所に県知事が提訴をして、裁判所で決着をつけるというふうになりますので、決して今までのように勝手に県知事が地方の活動を妨害するというようなことはなくなって、あくまで裁判所を通じて、法律に合っているかどうかの統制をするんですけれども、いずれにしても、地方における国益あるいは法律のお目付役として県知事は残ります。

さて、州なんですけれども、この1982年のミッテラン改革のときに初めて完全地方自治体化されます。ただし、注意していただきたいんですが、このときにはあくまで法律によって地方分権化をしたにすぎませんので、憲法上は何の変化もございません。フランスの憲法は、憲法上に、フランスの地方公共団体は県と市町村であるとはっきり明記されておりますので、県や市町村を廃止したりするときには憲法を改正しないといけないわけなんです。州はいずれにしても、このような憲法上明示された地方公共団体ではありません。しかしながら、県や市町村と同じ資格及び権限を法律上認めることになります。フランス全土で22、海外で4つの州がつくられます。住民が直接選挙で州議会議員を選びます。そして、この州議会議員が互選で選ぶ議長に州の行政執行権が渡されます。州には国が派遣する知事がいるんですけれども、それはあくまで州は幾つかの県をまたぎますが、中心県の知事がこれを兼ねて、県知事同様の役割を担うことになります。

さて、実はフランスの州制度というのは、1982年のミッテラン改革以降、もうそういう制度が実現しているわけです。この1982年の段階で、フランスは地方分権の第1幕と呼んでいます。これが2003年に保守系のシラク大統領が2期目の大統領選挙のときの公約が、地方分権化の推進だったものですから、シラク大統領が再選されたときに、2003年に新しくもう一度地方分権化の第2幕を行うわけです。これが実は憲法改正を伴っていました。

フランスは、2003年のときにはかなり大幅に憲法改正をするのですが、その中心的な狙いは、地方分権的な国家にフランスを変えるということでした。

第1条に、フランスの組織は地方分権化されるという言い方をわざわざ明記して、「分権国家」ということを宣言いたします。そして、皆さんも御存じかと思いますが、補完性原理、市町村でできないことを州でやる、州でできないことを国でやるというふうな形で、できるだけ権限を下におろすという補完性原理も憲法の中に書き込まれます。それから、日本の特性のようなものですけれども、地方が独自に実験することを認める、

そういう権利も憲法上に書き込みます。それから、住民投票の結果に法的な拘束力を認める、決定型の住民投票制度も憲法に書き込みます。さらに、財政自治権も憲法に書き込みます。具体的には、各地方自治体には決定的割合の自主財源が保障されなくてはならない。決定的割合というのは何なのかというのが問題になるんですけども、とにかく決定的割合が必要だということが憲法に明記されます。それから、権限の移譲に応じた財源の移譲も義務づける、こういう規定も憲法に規定されるようになるわけです。

以上のような原則は、市町村にも県にも、それから州にもすべてに当てはまる原則であります。

そして、その次、この憲法改正によって初めて州は、県や市町村と並べて憲法上、明示的な地方公共団体になります。憲法にちゃんと州が地方公共団体の一つであると書き込まれるわけです。

なお、フランスは海外に多くの領土を持っているわけで、海外自治制度もこのとき整備されて、海外州というのができますが、ここはテーマから外れるので割愛させていただきます。

このように、2003年の憲法改正というのは、1982年の立法改正をさらに1段階グレードアップしたものなわけですが、権限配分は次の年2004年の権限移譲法で実現いたします。原則としてはそれぞれの自治体に最も適切な権限を与える。できるだけ権限が重なり合わないようにするというのが一応狙いではあったんですが、なかなかそれは難しいという話は後でいたします。

時間もありませんので、どんな権限がそれぞれあるのかにつきましては、お手元の資料3枚目から6枚目までざっと、これは私が調べたやつじゃなくて、総務省とも関係ありますけれども、クレア、自治体国際化協会のパリ事務所の所長でいらっしやった山崎さんが、「フランスの憲法改正と地方分権」という本を書いておりますが、この末尾に権限配分の表が載っている、これをとってまいりました。

見ればわかりますように、州の権限というのは、特定の分野に集中している。基本的には、経済開発の分野が強いわけです。それ以外には教育の分野では高校や職業専門の学校等を設置する権限が与えられているわけなのですが、基本的にはこれは職業訓練といったような性格が強くて、地域の経済発展のために、それに関連する教育、あるいは交通手段、交通網等も整備する権限が与えられるという点で非常に特化しているのがわかるかと思えます。

さて、もう少しお話を進めます。

2つのテーマです。フランスの州制度の特徴を幾つか簡単に述べたいと思います。

これも人のふんどしで相撲をとって申しわけないんですが、つい最近、「ヨーロッパ分権改革の新潮流」という本が出ました。これはフランスに限らずスペイン、イタリア、その他の州制度について比較検討して非常におもしろい本でございまして、私などを呼ぶよりは、こちらの本の専門家と呼ばれると非常に実態がよくわかってよろしいかと思うので

すが、政治学の方がよく書いているんですけども、これを使いながら御紹介させていただきます。

フランスの州の実態なんですけれども、表1・2というのを見ていただきたいと思えます。表1・2というのは、7ページ目になります。7ページってどこに書いてあるのと思うかもしれませんが、後ろから2枚目でしょうか、左上のところに「7」と書いてあるんですが、ここに表1～表7までずらっとありますが、この表2を見ていただくほうが一番わかるかと思えます。日本の県が47、フランスは26が州という形で県と州を並べているんですけども、州の平均人口は、日本は県が271万人に対して、フランスは州が240万人ということで、日本の県レベルになるんですね。面積に関しましては、日本の県の平均は377平方キロメートルに対して、フランスは632平方キロメートルですから、これはカンマですから、もっと単位は大きいかもしれませんが、すみません、フランスのほうは日本の倍あるという形であります。ですから、面積的には日本よりも倍ぐらいあって広いんですけども、人口的には日本の県レベルということになるので、比較的小さいサイズかと思えます。お隣のイタリアも人口は同じなのかな、ドイツ等に比べれば小さなサイズということになるかと思えます。ですから、県というのがもっと数多くて小さいので、日本の県というイメージよりは郡に近いものだったわけなんですよね。その意味では、フランスは州にすることで、ようやく日本の県レベルの自治体を手に入れたというふうに言えるのかもしれませんが、もちろんこれは人口的なレベルであります。

イタリアとの比較が非常に多いのですが、なぜかといいますと、イタリアというのもフランスと同じように憲法上で、自分たちは「単一不可分の共和国」であるというふうに宣言していて、連邦制はとらないと言っている国だからなんです。にもかかわらず、イタリアはかなり地方分権化を特に州を中心として進めていまして、後で述べますけれども、イタリア、スペインのような国を「州国家」、もっとわかりやすく言えば、州中心自治国家というような国があるわけで、これと比べますと、フランスの州というのは極めて財政的にも、それから公務員の数からいっても規模が小さいということがわかります。ごめんなさい、州レベルで比べても、イタリア等に比べて小さいだけでなく、実は、財政規模や職員の数からいきますと、フランスの他のレベルの地方自治体、すなわち県や市町村というのが財政的にも人間的にも非常に多いわけで、それとも比べて非常に小さいということがわかります。

余り表を見ながらの時間がないので申しわけないのですが、それでも少し見ていきましょうか。資料7ページの表3を見ていただきますと、フランスの州は2004年、最近の憲法改正もやった後のレベルでも支出規模は、地方財政全体の9.8%にすぎません。非常に小さい。県が29%、約30%で、市が46%というふうになっていますので、非常に小さいことがわかります。

イタリアとの比較におきましても、支出の規模はイタリアとフランスでは全然金額が違う。イタリアの場合には、2001年の段階で州は129億ユーロなのかな、これに対してフラ

ンスの場合には17億ユーロというふうになっていて、イタリアは県や市よりもずっと州が強力であるのに対して、フランスは県や市が非常に財政規模が全体としては大きいものに対して、州がやっている活動は11.5%という形で比較的小さいということがわかります。公務員の数も、全地方公務員のうちの約1%にすぎないと結果が出ています。ただし、最近、非常に増加率が増しているというので、今後はわかりません。

フランスの州の重要性というのは、特に投資分野で非常に目立つというふうに言われています。財政全体からいくと非常に小さい。例えば、県の財政規模は、州の財政規模の3倍もあるのに対して、公共投資や経済発展のレベルでは、県全体と州全体を比べると、県は州の1.7倍しかないというふうになっていますので、総体的に見ると、公共投資や経済発展の分野で州の財政が非常に大きく役割を果たしているというふうに言われています。

フランスの場合には、自治体のレベルごとに配分する権限をできるだけ分けるという原則があるんだというのは先ほど申しましたけれども、イタリアと比べると非常に違いがあるということがわかる。これは次の8ページの図5のところにあります。8ページの図5を見ますと、フランスの州というのは、まず地域交通の分野で非常に支出をしている。それから、教育の分野にも財政支出をしているわけですが、これは県立高校の整備維持の面、それから職業訓練という点でも非常に支出が多いということがわかります。それ以外では国土整備といったような公共事業、経済開発の分野が多い。これに対してイタリアは、同じ図5の左側なんですけれども、社会政策、社会保障のほう非常に多いというのが特徴なんです、州のレベルです。

なお、つけ加えて言いますと、フランスで社会保障、社会サービスの分野で非常に中心的な役割を担うのは県です。そのフランスでは県が社会保障の役割を担っているものがイタリアでは州になっている。反対に、イタリアでは県が担っているのが運輸・通信であったりして、そもそもイタリアは県の役割は非常に小さいわけなんですけれども、運輸や総務や教育文化といった点が目立つという形で非常に違いがあることがわかります。

その次、レジュメ3ページ目に行ってください。

今話したことになりますね。州中心主義のイタリアは社会保障費が非常に大きいものに対して、フランスではこれは県が担っている。

社会保障の問題というのは、非常にやはり実は重要でして、住民がその自治体を自分たちにとって不可欠のものと感じるかどうかという点が非常に絡んでいるのだと思うのです。その意味では、イタリアは社会保障関連は州が担うということでイタリア人は非常に州を大事にするというのがわかると思います。これに対してフランスの場合には、もちろん地域開発で州は非常に重要な役割を果たしているわけなんですけれども、一般の住民からしますと、自分たちの生活に余り関係がないということで、州が余り身近に感じられない、そういう原因になっているかと思えます。

今述べたように、それぞれの自治体に排他的に権限配分をするという原則があると申しましたけれども、現実にはそれは余り完全にはいっておらず、各レベルで権限が錯綜して

いるという現実があります。

なお、財源についてなんですけれども、先ほど、2003年のフランス憲法改正のときに、各自治体は、固有財源というものを決定的な比率で保障されるんだというふうに書かれていると申しました。これを実現するために、フランスは基本法のような法律を憲法にくっつけてすぐ後でつくるんですけれども、2004年の財政自主権組織法という基本法がつけられました。そこで、最初、法律の中に決定的な比率について漠然とした書き方で、そのような決定的な比率を保障すると書いたものですから、フランスの憲法裁判所である憲法院が、こんな漠然とした書き方で、結局、法律に全部ゆだねるような保障の仕方は憲法の要件に反しているというので、違憲判決が出ました。じゃ、何が決定的な比率なのか、だれにもわからないんですね。結局、フランスの立法府が基本法でつくったのは、憲法改正をしたときの2003年の時点で各自治体に保障されていた固有財源比率を、それ以降、絶対に下回ってはいけないんだ。最低限、2003年の時点の比率を下回らないという点で歯どめをかける、そういう内容になっています。現在では40%強の固有財源比率が州についても維持されているとあります。表10を見ていただくと、固有財源の比率が載っております。

最後に、理論的なお話をしてしめたいと思います。

先ほどからいろいろとちらちら述べてきましたけれども、フランスの現在のシステム、理念は「分権国家」という理念であります。この分権国家は、「連邦国家」ではないということがまず一つのみそです。

ここでいうフランス人が「連邦国家」というのは、アメリカやドイツやスイスのような連邦国家でして、中央政府以外に地方政府があって、それこそ立法権が憲法によって完全に分割されている。立法権のみならず、もちろん行政権は当たり前ですけれども、司法権まで全部分割されているという、こういうイメージがあるようです。

フランスが困ってしまうのは、お隣のより州レベルでの分権が進んだ国なんですね、イタリアやスペインのような国で、これらを英語で言えばリージョナルステイツ、フランス語で言うとエタ・フェジヨナルと呼びますけれども、「州中心国家」というふうに訳します。フランスは、それでもないというふうに言うんですね。

フランスの分権国家と、それからイタリアのような州国家は何が違うのかというと、私にも正直言ってよくわかりません、フランスの学者も本当のところはよくわからないんですが、表11、3ページが一番下のほうに載せておきましたが、これはイタリア人が、自分たちはフランスよりは州分権化が進んでいる。しかし、自分たちも連邦制ではないんだということを示すために、州国家と連邦国家の対比をやっているようなんですね。それが訳されたものがございしますが、基本的には、憲法レベルで立法権を分割しているように見えます。ですから、言ってみれば、不完全な連邦国家であるように見えます。そのような強力な権限を与えられているのは州のレベルであり、地方生活の中心も州になるというふうなイメージであるようです。

フランスはとにかくそこにもいかないレベルでの地方分権化を徹底するというふうに考えて、分権国家という宣言をしているわけなんですね。したがって、フランスはあくまで立法権というのは国会が独占をしていて、地方自治体は立法権を持つことはできないと述べています。しかしながら、フランスの場合にも、各地方自治体には条例制定権と認められているわけなので、結局、法律の範囲内の条例制定権、日本とどこが違うんだというふうになるのかもしれませんが、彼らのイメージの中では、条例は法律とは全く違うという形で、国会の立法権に一切抵触することが許されない、こういう主張をするわけです。

それから、地方自治体の地位につきましても、市町村や県のみならず、州もあくまで地方公共団体であって、地方政府ではないんだと、こういうふうにイメージしています。地方政府って一体何なんだというふうに結局思ってしまうんですけども、フランス人からしますと、国家と、つまり国家というのは中央政府ですが、中央政府と対等であるというふうに主張できるのが地方政府である。国家と対等ではなくて、国家が認める範囲内しか存立もできなければ権限も行使できないのがやっぱり地方公共団体なんだと。どこかの国でも見たような議論なんですけれども、フランスは、理論的にはそのようなレベルにとどまっています。このような限界を持ちながら、すなわち、フランスはこれを「単一国家」、もっとわかりやすく言うと「単一不可分の共和国」という枠の中で地方分権化を徹底するというふうに主張しているわけです。

しかし、必ずしもそういくんだろうかと私は思います。フランスでも、憲法に補完性の原理がもう書き込まれています。それから、国会が立法で許す範囲内で地方的な実験がやれる。いわゆる法律の全国一律の規律を外れて、地方自治体で独自の規律あるいは規制緩和がやれるというのが地方的な実験なわけなんですけれども、これらはあくまで国会の法律が許す範囲内でやれるという点で立法権の分権化はやられていないとフランス人は考えるわけなんですけれども、しかしながら、地方で実験が進み、このような地方的な実験の結果、一定の分野は、自治体でこそよりよく担えるんだということがわかりますと、補完性の原理はそれを保障しない法律は憲法違反になってしまいますから、結局、地方的実験と補完性の原理がタイアップしますと、いずれは立法権の分割化が進んでいくわけなんですよね。私は、いずれフランスの分権国家は崩れて、州国家と余り変わらなくなっていくのではないかと考えるわけなのです。

一番問題なのは、フランスは州を地方自治体の中心というんですかね、主導的な役割にまだしていないという点であります。あくまでフランスは、地方自治の中心は県であり、そして市町村であるという考え方をとっています。実際に1982年の地方分権改革であれ、あるいは2003年の憲法改正を伴う地方分権改革であれ、県が最も多く権限を与えられている。国道などもかなり県に移譲されたわけですし、財源をどうするのかという話を一ついたしますと、結局ガソリン税なんですよね。ガソリン関係の税金を全部地方の税金に渡すという形で釣り合いをとっているようです。

ですから、いまだにフランスは県を非常に重視しているわけなんですけれども、一つにはそれは、フランスは市町村がいまだに3万6,000もあって、農村の村等は人口が500人だっったり1,000人だっったりする程度の非常に小さな市町村が多いわけなのですが、これらの小さな市町村を県が全部面倒見るという形でやっていたわけなんです。フランスは市町村合併をしませんけれども、実際には各市町村が連合を組んで、広域自治体をつくっています。実際には広域自治体で独自の税金をかけることもできますし、独自の議会を持っていて、この議会の議員というのは、それぞれの構成している市町村の議会が人数に応じて代表者を送り込むという形でやっているものなんです。この市町村広域連合体というのが、フランスの市町村の7割、8割を占めるようになってきていて、そうなると、非常に財政規模も人口規模も大きくなります。他方で、州も次第次第に強化されていきます。この下と上の両方の自治体が強化されることには含まれると、県が非常に役割がなくなってくる。いずれ県は縮小・廃止に向かうのではないかと、こういうふうに考えられています。

最後に、フランスの地方分権改革は、憲法改正を2003年でやったという意味ではラディカルなわけなんですけれども、その前段階として、立法による積み重ねが非常に進んで、その後での憲法改正にまでいっているという特徴があるということをお願いして、私のつたない報告をしめたいと思います。

どうもありがとうございました。

○江口座長 どうもありがとうございました。

非常に示唆に富んだお話をいただきまして、いろいろと委員の方々もお感じになったこと、御意見も、また確認してみたいと思われることもおありだと思いますので、どうぞ、御意見や御質問のある方、おっしゃっていただければと思います。堺屋委員。

○堺屋委員 まずお聞きしたいことは、知事というのは、中央官庁の役人ですか。中央官庁から派遣されて、また中央官庁へ戻る。日本の戦前の内務省の役人はそうでしたけれども、そういう人なのか、あるいは任命はされているけれども、その県の知事を長くやるような人なのか、どういう人ですか。

○大津教授 今、例に出されましたように、戦前の内務省の官僚そのものであります。ですから、一定の期間で、国の方針に従って巡回していますので、必ずしも地方に居つく人ではありません。

○堺屋委員 その次に、一番興味があるのは地方の有力者というのがございますね。これはどういう人かという、今日本で一番問題なのは、地方に金持ちがいなくなった、有力者が皆目いなくなったという現象なんです。日本の地方有力者というのは、山林家と酒造家と地場産業の産地の企業家と、大手商店街の老舗と建設会社とお医者さんと言われていたんですが、ほとんど全滅したんですね。今全く地方には金持ち、有力者がいなくて、青年会議所が完全に行動できない状態まで追い詰められているんですね。このフランスの地方名望家というのは、どういう種類の人で、どういうぐあいに世襲されているかという

ころなんですね。

○大津教授 私は、ここにつきましては政治学者ほど詳しくないものですから、不確かなことを言うてしまうかもしれませんが、もともとやっぱり地主層が地方名望家だと思います。この地方名望家層というのは、その意味では、19世紀から20世紀半ばくらいまで、地主の人たちが非常にフランスでもいたと思うんですけれども、現在のフランスの地方の人たちはどうかといいますと、フランスは今でも農業国家として非常に地方で農民が強いんです。これは必ずしも地主に限らず、フランスは実はフランス革命のときに貴族の土地をかなり摂取して、それを農民たちに均分で分けていますから、自作農も非常に多いんですね。この自作農の人たちが現在もかなり豊かに農業をやっていますので、このような人たちは地方の新しい名望家層としてはいると思います。それ以外に、地場産業という点では、日本と余り変わらないのではないのでしょうか。地方の地場の工場をつくっている工場主といった人たちがやはり名望家層になります。

○堺屋委員 フランスは食料自給率が100%を超えていますけれども、それにしてもGDPに占める農業の比率というのは1割以下ですよ。だから大したことないと思うんですがね。それをどうやってそういう名望家というのが維持されているかどうか。

それから、一番大事なことは、表2、表3、表4に書いてありますが、国家比率との関係がわからないのです。この中で州と県と市の支出比率は、フランスは県が多くて、イタリアは州が多いというのはわかりますが、国に比べてどうか。国からの助成金、補助金と、交付金、助成金、補助金、委託費等々がどれぐらいか。全体として国家総公共費の公的支出の比率がどのくらい国になっているか、地方になっているか、これがわかったら教えていただきたいのですが。

○大津教授 すみません、私は地方財政の、国家財政の専門家ではないものですから、詳しくお答えすることができません。また別の機会に調べてきたら申し上げたいと思います。

○堺屋委員 ありがとうございます。

○江口座長 国から補助金とか交付税的なものは出しているわけですね、フランスは。

○大津教授 フランスはもちろん補助金というのはかなりあります。地方分権改革の中でこの削減、あるいは固有財源化というものが進んでいるという点では同じであります。ただ、ヨーロッパの国はみんなそうなんですけれども、地域開発についてはEUから出ているお金も非常に大きいですから、その意味では、必ずしも国からの補助金だけで動いているわけではないというのが私の認識なんですけれども。

○江口座長 はい、どうぞ。

○河内山委員 柳井市長の河内山と申します。

数年前にフランスの州政府というのは一体どんな仕事をしているのかというのを非常に興味がありまして、アミアンがあるピカルディー州というところの州政府に行きまして、いろいろな方のお話を聞いて、例えば、州政府の事務方のトップ、事務総長と言うのかどうか、そんな方の話を聞きまして、本当に先生が言われましたように、まあまあ、生まれ

たばかりの州というのは小さな、それからある意味では弱々しい州政府だなど思いました。ただ、実際に仕事をやっていることの中で地域交通の話が出ましたけれども、それまで県が日本の国鉄の路線だとかダイヤだとか、あるいはさまざまなそんなことまで県がやっていたけれども、それが余りにも県がやるのにはふさわしくない、州がやったほうが当然、県と県をつなぐ鉄道が走っているわけですからいいことだという話で、それは非常に進んだんだというお話を受けました。

一方で、最後の結論的なところで、今後州国家になるかもしれないという先生の御指摘がありましたけれども、私はそのとき感じたのは、非常にやっぱりある意味では小さくて弱い州政府のあり方というのは、これはやっぱりフランスの今までの長い伝統の中で、どんなに小さくてもコミューンはコミューンを維持していく。それで、必要に応じて、日本で言う広域連合体的なもので広域行政をやっていく。そういう意味では、州のありようとしては、長い伝統があるんですから、そういう意味では、決して悪くない。州国家になることが、決してフランスの例えばコミューンの人だとか、あるいは県の役人というよりも、国民が実際望んでいるんだらうかどうか、それはやってみなきゃわかりませんが、私が感じたのでは、そういう補完性の原理からしたら、これもフランス的な州政府が、小さくて弱い州政府というのも一つの姿だ。ただ、やるべき仕事は、例えば経済開発とかをやっている。これも一つの姿だなど思いましたけれども、先生、最後の州国家になるかもしれないというところは、ちょっと違う感じを持ちましたけれども、その点はいかがでございましょうか。

○大津教授 州国家になるかもしれないというのは、まさに私の希望的観測というか勇み足的な言い方だと思うんですけれども、今のフランスが、小さな市町村があり、そして、それを連合化させた広域自治体連合があり、そして県があつて、さらに州があつて国がある。これは多過ぎるんですよ。今のところ、州の人員も役割も小さいので、それほど矛盾が目立っていないんですけれども、地方自治の専門家に聞きますと、やはりいずれは県の役割と州の役割が摩擦を起こしてしまつて、不要な段階が出てくるだろう。そうなつたらやっぱり県を廃止するしかないだろうという、そういう議論は専門家には非常に強くなってきています。もちろん今おっしゃられたように、現実のフランスの一般の人の目から見ますと、州というのはほんの帽子が乗った程度の、ほとんど実態がない組織としてしかイメージされていないわけでして、県が今のところは中心であると思うんですよ。しかしながら、先ほど述べましたように、ヨーロッパ全体で見ますと、やはり州のレベルで協力をしたり競争したりしていくことからしますと、フランスもやはり州を重視していかざるを得なくなるだろう。そうすると、県というものが、いずれはやっかい者になってくると、こういう議論が私はよく聞いていると、こういうこととございます。

○江口座長 ほかに、どなたか。

どうぞ、村上委員。

○村上委員 すみません、関経連でも今年の春に少しフランスの地方分権を調査に行つて

きたんですけれども、今、先生のお話があったように、わたしがそこで感じたのは、フランスの地方分権の進め方というのは、要するに、既存の制度をそのまま温存すると言うとおかしいんですけれども、尊重して、それに新しい制度を加えていく。州というのも、まさにEU統合という中で必要不可欠で、連邦政府のEU政府から受ける補助金が州単位になるということで、これは州をつくらざるを得ないという事情もあったということもあって、そういうことで州をつくったとか、あるいはお話がありましたように、3万6,000の地方公共団体を合併しないで——合併は一回失敗していますので、合併しないで、それを広域連合という制度でうまくつないできている。非常に多層階でものすごく複雑な制度になっているんですが、フランスの地方分権の進め方というのは、既存の制度とうまくなじませながら、いろいろもう少し県もおっしゃるように廃止しろという意見もあるようですけれども、しかし、それを残しながらやってきているというのが非常に強い印象を受けまして、私はフランスの州というのは、まさに経済開発と職業訓練というのは、極めて限られた目的のためにだけの州をつくっているわけですね。EU政府からの補助金を受けるとか、そういう目的みたいなをつくっていますので、関西で広域連合というのを実はやっているんですが、非常に広域連合の機能に非常に近いなということを非常に感じて帰ってまいったわけです。

やはり先生がおっしゃったように、地方分権の進め方というのも非常にやり方があるなということがひとつ参考になった。特に、プリフェイの県知事の話も非常に印象に残ったのは、もともと国から派遣されたバリバリの中央官僚の人たちなんですけれども、やっぱりその人たちにきちんと名誉を残して、地域の調整役というか、国の法律がちゃんと守られているかどうかという番人としての役割とか、何かそこに折り合いをつけながら、今までの制度を全部ぶっ壊して新しいものをつくるという考え方じゃなくて、何かそこに妥協を見いだしながらやってきているのがフランスのやり方かなというのが非常に強く印象に残ったので、ちょっと御参考までに。

○江口座長 ありがとうございます。

どうぞ、長谷川委員。

○長谷川委員 1964年のドゴール大統領の州政府の設置からわずか40年ちょっと、この資料を拝読しますと、すごくダイナミックに動いたなど。私の関心は、このダイナミックに動いたエンジンになったものというのは一体何なのかという点なのですが、お話を聞いていて思いましたのは、今もお話ありましたけれども、欧州連合とのかかわりという要素がやっぱり大きいかな。さっきのお金をもらえるという話。それともう一つ、お話でも出ていたスイスとかドイツの影響、それからお隣のイタリア、スペインとのかかわり、産業を発展させていくために州みたいなことにせざるを得なかったという、そういうことがインセンティブになったのかなと想像するんですけれども、そういう理解でよろしいかという点が1点と、もしそれが一つの要素であったとするならば、翻って日本について考えると、日本はやっぱり周りが海だということであって、ヨーロッパの国々のように地続きの

いいモデルというか競争相手というのが直ちに見だしにくいという関係にあるわけですが、そういう海に囲まれた日本がダイナミックに国の統治機構を変えていこうというときに、外国との競争、海で隔てられてはいるけれども、何か外国とのかかわりにおいて道州を目指していかなければならないのだ、産業発展が望めないのだというふうな、そういうアピールというか頭の整理の仕方をしていいのだろうか。例えば、九州なんかは、アジアと密接につながっているわけですし、北海道なんかでは、最近ではオーストラリアからスキーの客が入って、メディアでも取り上げられるようになってきているわけですが、やはり外国とのかかわりという点を道州制を今後展望していく上でどの程度考えたらいいのかなという点について何か御意見あったらお聞かせ願いたいなと重いました。

○大津教授 ありがとうございます。

州制度を推進する人々に関しては、やっぱり幾つかアクターがいますので、1つに限定はできないと思います。ヨーロッパ統合との関係というのが1つもちろんありますけれども、やはり経済界としては地域開発を進めるという点で、より大きなサイズを求めるという財界の要望というのも当然でございますし、私が少し言及しましたように、自分たちの固有の言語を守って、それを地域の活性化につなげたいという地域主義者の人たちもいるわけですし、いろいろな州へと向かうベクトルがあって、それが、例えば1982年の左翼が初めて政権をとった。あるいは2003年にシラクが自分の2期目の政権をどうやってよりアピールするかというときの選択肢として出してきた。やっぱり政治の節目節目の変化のときに、マグマのようにたまっている周囲の動きに刺激して発展しているんじゃないかというふうに私は思うわけでありませう。

それから、海に囲まれた日本の問題は、私、東京の大学に移る前は新潟大にいたものですから、環日本海構想等にもコミットしたことがありますので、いつもそういうふうに海を囲んだ自治体がどう協力するのかというテーマにつきましては関心があってやっておるところではあるんですけども、ヨーロッパのレベルで言いますと、フランスのアルザス地方のように、確かに川一つ隔てて橋がかかっている、この橋を日常的に歩いたり、あるいは車でもって隣の国にガソリンが安いので買いにいったりするような国は、すぐ身近に外国があって協力しやすいというのはあるんですが、ヨーロッパでもそれだけではなくて、例えば、バルト海をめぐって自治体同士でバルト海、これは都市連合のほうですけども、自治体が連合を組んで協力するというのがあります。あるいは私が最近興味持っていますのは、地中海を挟んで、マルセイユ等を含む州があるんですけども、これはフランス政府の肝入りということもあるんですが、地中海の反対側にあるモロッコとかチュニジアとか、ああいうところの自治体と協力を結ぶという計画を今つくっているのです。これらは経済的にも全然力に差がある自治体同士で、しかも、広域自治体同士で協力を結ぶことで、環地中海自治体連合のような形の発展を目指すというのがありますので、必ずしも地続きでなければ何でもやれないということはないのであって、テーマと、それからやる気と、あるいは国の後押しがあれば幾らでもやれるのではないかなと感じた次第であります。

以上です。

○江口座長 どうもありがとうございました。

まだ御意見とか御質問あると思いますけれども、時間の関係でこれぐらいにさせていただいて、要は、よりよき日本をどうつくるかということで、日本は日本として、日本の国の新しい国の形を考えていかなければ、参考にしつつも、日本としての国の形を考えていかなければいけないなということを感じました。

もう時間がありません。最後ですが、議事の5番目として、今後の当懇談会の進め方について。お手元の資料4をご覧くださいと思います。

その前に、今、道州制ビジョン懇談会の区割り基本方針検討専門委員会のメンバーがどうなっているのかということで、資料2を見ていただいたらおわかりになると思いますけれども、矢田俊文先生が委員長として、加藤淳子先生、金井利之先生、田村秀先生、長谷川幸洋先生、林宏昭先生。それから、道州制ビジョン懇談会の税財政専門委員会のメンバーとして、委員長として黒川和美先生、それから持田信樹先生が委員長代理、赤井伸郎先生、金澤史男先生、堺屋太一先生、土野守先生、中里実先生、沼尾波子先生、古川康佐賀県知事ですね。税財政専門委員会のメンバーということになっております。

資料4を見ていただきたいんですけども、あと15回しかこの委員会は、月1回開くとしたらということになるわけです。19回今日まで開いてまいりまして、ですから、もう半分はとうに越してしまっている。あと15回で最終報告を再来年の3月末までに出さなければいけない。それまでにまとめなければならないということでございますので、資料4を見ていただいたらおかわりのように、これは座長私案ということで1、2、3、4とございますが、この当ビジョン懇談会で取り組みたいことは、国民世論喚起策、あるいはまた国民世論の確認、各界からの意見聴取、道州制基本法の骨格、工程表、各専門委員会との合同開催ということで、特に道州制基本法、工程表をこのビジョン懇談会で特に重点的に検討し、また案をつくっていきたいというふうに思っています。

2番目の区割り基本方針検討専門委員会は、区割り基本方針検討専門委員会で決めていただければいいと思いますけれども、区割りに当たっての透明性のある基準・基本方針等、区割り案。

3番目は、税財政専門委員会ということで、税財政制度、それから国の資産及び債務の取り扱い、財政調整制度というようなこと。

4番目にスケジュール等ですけども、平成22年3月までに最終報告を出さなければいけない。そういうことで、今後、月1回開くとしても15回しかございませんので、懇談会は月に1回程度のペースで開催をさせていただきたいというふうに思います。

例えばということで、次はこれは全く座長案ということではなくて、私個人のスケジュール案の目安ということで、特に税財政等検討委員会、それから区割り検討委員会、それぞれの方々にいつ開くか、どういう内容かということは決めて考えて開いてまとめていただければいいと思いますけれども、こんなことは考えられませんか。ビジョン懇談会は、

現在9月、今後のスケジュール確認を今やっているんですけども、来月は税財政等検討委員会との合同開催、11月は区割り委員会との合同開催、12月は国民世論喚起策の検討、1月になって道州制基本法の骨格検討等々、ずっと見ていただくとおわかりのとおりですけども、こういうふうなスケジュールをこなしながら、2010年3月最終報告というところへ持っていきたいと思っているということです。

いろいろ御意見とか御提案もあろうかと思えますけれども、これを一つの基準にして、臨機応変に対応しながらビジョン懇を進めて、こういうビジョン懇ができて行われている以上、そしてまた、最終報告が求められている以上はまじめに最終報告書を提出したいと思っておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいというふうに思っております。

そういうようなことで、このスケジュール案につきまして、何か御意見とか、あるいはまた御質問があれば御発言をお願いしたい。なければ、これで今日は……。

○堺屋委員 ちょっと、いろいろ熱心にPRもしていただいているんですが、依然として大混乱を起こしているのは、この道州制というのは、市町村合併のことなのか、国の権限を限定することなのか、全然ばらばらなんです。この点を各論者によって、シンポジウムその他講演会を聞いても、論者によって全く違うので、まずこれを統一していただきたい。どうも都道府県合併の先に道州制があると思っている人が依然として相当多いんですね。したがって、区画の問題が重要になるんですが、それよりも国の権限を限定することが道州制だと、ここを統一しておかないと、前回も議論になったところですが、ここを明確にしておかないと、話をすればするほど混乱を起こしているというのが現実なんです。○江口座長 そうですね、おっしゃるとおりですが、ほかの先生方、どこでどういうふうなお話をされているかわかりませんが、私は、国の役割を限定するということを原則にしながら、ずっと話は続けております。ほかの先生方がどういうふうなお話をされているかわかりませんが、まず、国の役割を限定する、その説明をするということから始めることが大事だというふうに認識しております。

○堺屋委員 よろしく。

○江口座長 はい、わかりました。

ということで、それぞれ税財政専門委員会でパイプ役として堺屋先生、それから区割り基本方針検討専門委員会のパイプ役として長谷川委員に御参加いただくということになっておりますので、いろいろとこのビジョン懇談会の全体のメンバー委員の方々に連絡しておきたいというようなことがあれば、随時御発言また御意見を言っていただきたいというふうに思っています。

いずれにしても、今申し上げましたそういったスケジュールで進めてまいりませんと、まじめな報告書を最終的に出すことができないというふうに私判断しておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

次回につきましては、区割り基本方針検討専門委員会との合同開催ということで、日程につきましては追って事務局の方から御連絡をさせていただきたいと思っております。

ちょうど7時になりました。以上をもちまして、本日の道州制ビジョン懇談会第19回を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後 7時01分閉会